

<参考>

○ 「中東情勢対応クイックつなぎ」のご案内（令和8年5月29日 拡充内容）

- ・ 中東情勢により事業活動に影響が生じている都内中小企業者等が利用可能
- ・ 一時的な資金需要に迅速に対応、期間限定で手厚い保証料補助(4分の3)を実施

融資条件	信用保証料補助
以下(1)～(3)を満たす中小企業者又は組合 (1) 中東情勢の変化により、事業活動に影響が生じていること (2) 東京都中小企業制度融資又は都内区市町村が実施する融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること (3) (2)の保証付融資の元金を原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること	全事業者 4分の3補助
●融資利率： 2.15%以内 又は 2.35%以内 ●融資限度： 1,000万円 ●融資期間： 2年以内（1年以内の場合は一括返済可）	

➤ 受付期間 令和8年5月29日（金）～令和8年9月30日（水）

○ セーフティネット保証5号の業種指定について

経済産業省は、セーフティネット保証5号の対象業種について、中東情勢の影響を踏まえ令和8年7月1日に583業種を指定します。（今回、建築工事業、印刷業などの業種が追加指定されます。）

これにより、セーフティネット保証5号に係る区市町村の認定を取得した場合、保証限度額は一般の保証枠とは別枠となります（申請窓口は各区市町村になります）。

詳しくは、経済産業省のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260611001/20260611001.html>